

事件番号 令和5年（ワ）第316号
「感染症法違憲訴訟」国家賠償請求事件
原告 A
被告 国 外1名

証 拠 説 明 書

令和5年8月31日

岡山地方裁判所第1民事部1合1係 御中

被告岡山県訴訟代理人弁護士 河 本 泰 政

同 溝 淵 順 子

番 号	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
丙1	「新型コロナウイルス変異株（オミクロン株）の患者の確認について」と題する書面	写し	R4.1.3	被告岡山県	令和4年1月3日に、岡山県内初のオミクロン株による新型コロナウイルス感染症患者が確認されたこと等
丙2	「新型コロナウイルス感染症新規感染者数（岡山県）」と題する書面	写し	R5.5.8	被告岡山県	令和4年における岡山県内での急速な感染拡大状況等 赤太枠は、わかりやすくするため、証拠提出にあたって被告岡山県側で加筆した。
丙3	「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査結果（2月9日0時時点）」と題する書面	写し	R4.2.25	被告国	令和4年2月初旬の岡山県での一日当たりの療養者数が7,820人に及んだこと等 赤太枠及び黄色ラインマーカーについては、わかりやすくするため、証拠提出にあたって被告岡山県側で加筆した。

番 号	標 目 (原本写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
丙 4		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」と題する書面	写し	R4. 1. 31	被告国 (厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)	1 頁目上部の赤太枠と当該枠内の記載（二か所）、1 頁目中段の赤太枠、2 頁目上部の赤太枠と黄色ラインマーカー、2 頁目中段の赤太枠と当該枠内の記載、7 頁目の赤太枠は、いずれもわかりやすくするため、証拠提出にあたり被告岡山県側で加筆した。
丙 5		「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第65回）」と題する書面	写し	R4. 3. 29	被告岡山県	1 頁目上部の赤太枠と当該枠内の記載は、わかりやすくするため、証拠提出にあたり被告岡山県側で加筆した。
丙 6		「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査結果（8月24日0時時点）」と題する書面	写し	R4. 9. 28	被告国	赤太枠及び黄色ラインマーカーについては、わかりやすくするため、証拠提出にあたり被告岡山県側で加筆した。
丙 7		「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第70回）」と題する書面	写し	R4. 8. 5	被告岡山県	1 頁目上部の赤太枠と当該枠内の記載、10 頁目の赤太枠及び黄色ラインマーカーについては、わかりやすくするため、証拠提出にあたり被告岡山県側で加筆した。

番 号	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
丙 8	「新型コロナウイルス感染症の検査時の対応について（協力依頼）」と題する書面	写し	R4. 8. 5	被告岡山県	被告岡山県が、診療・検査医療機関の指定を受けた医療機関に対して協力要請を行ったこと及びチラシ配布を含む協力要請の具体的内容等	1 頁目赤太枠は、わかりやすくするため、証拠提出にあたって被告岡山県側で加筆した。
丙 9	「新型コロナウイルス感染症で受診（検査）された方へ」と題するチラシ	写し	R4. 8. 5	被告岡山県	丙 8 により被告岡山県からの協力要請を受けた医療機関が、患者に対し配布したチラシの内容等	1 頁目中段の赤太枠（長方形のみ）は、わかりやすくするため、証拠提出にあたって被告岡山県側で加筆した。
丙 1 0	「ハース機能を活用したSMS通知について」と題する書面	写し	R5. 6. 20	被告岡山県	被告岡山県が令和 4 年 8 月当時、患者に対し送信した SMS（ショートメッセージサービス）の具体的な内容をプリントアウトしたものであり、2 通目のメッセージにて、被告岡山県のホームページを案内したこと	赤太枠及び赤文字（赤細枠あり）については、わかりやすくするため、証拠提出にあたって被告岡山県側で加筆した。
丙 1 1 の 1	被告岡山県のホームページ「新型コロナウイルス感染症の診断を受けた方へ」をプリントアウトしたもの	写し	R4. 8. 15	被告岡山県	丙 9 のチラシの QR コードや丙 1 0 の SMS から新型コロナウイルス感染症患者向けのホームページにアクセスし、本ページを経由して「自宅療養者向けサイト」（丙 1 1 の 2）にアクセスできたこと等	1 頁目上部の赤文字（赤細枠あり）、1 頁目下部の赤太枠及び赤文字（赤細枠あり）については、わかりやすくするため、証拠提出にあたって被告岡山県側で加筆した。
丙 1 1 の 2	被告岡山県のホームページ「新型コロナウイルス感染症軽症者等の自宅での療養について」をプリントアウトしたもの	写し	R4. 8. 10	被告岡山県	丙 1 1 の 1 からアクセスできる岡山県自宅療養者向けサイトの具体的な内容及び被告岡山県が軽症者に対して、感染症のまん延防止の観点から、療養期間中は外出せずに自宅で過ごし、仕事、学校等は休んでほしい旨を呼びかけていたこと等	2 頁目の赤太枠は、わかりやすくするため、証拠提出にあたって被告岡山県側で加筆した。

番 号	標 目 (原本写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
丙 1 2	「感染再拡大の抑制と社会経済活動の両立に向けた緊急提言」と題する書面	写し	R4. 4. 26	全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部	全国知事会が被告国に対し提言を行った事実及びその内容、被告岡山県が全国知事会を通じて、被告国に対して、感染症法上の位置づけ等について検討を要請していたこと等	1 頁目の赤太枠及び黄色ラインマーカーについては、わかりやすくするため、証拠提出にあたって被告岡山県側で加筆した。
丙 1 3	「BA. 5 系統等による感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言」と題する書面	写し	R4. 9. 1	全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部	全国知事会が被告国に対し提言を行った事実及びその内容、被告岡山県が全国知事会を通じて、被告国に対して、感染症法上の取扱いの見直しを求めたこと等	1 頁目の赤太枠及び黄色ラインマーカーについては、わかりやすくするため、証拠提出にあたって被告岡山県側で加筆した。